

議会報告会報告書

平成25年10月29日

小田原市議会議長
井原義雄様

報告者 広報広聴委員長
神永四郎

議会報告会の結果について、次のとおり報告いたします。

日 時	平成25年8月10日（土曜日）午後1時00分 ～ 午後2時30分			
場 所	小田原市役所 7階 大会議室			
出席者	井原義雄	植田理都子	神永四郎	鈴木紀雄
	大川裕	鈴木敦子	今村洋一	小澤峯雄
	井上昌彦	大村学	田中利恵子	奥山孝二郎
	小松久信	俵鋼太郎		
参加人数	57名			
報告内容	議会基本条例制定について			
主な質疑等	別紙のとおり			
その他				

<主な質疑応答について>

質疑

- ・報告会での市民からの質問時間（1人2分間）を制限しているようでは議会は変わらない。（意見として）
- ・市民の声を反映した上で、議員立法ができるようになっているのか。

答弁

- ・多くの方から質問をしていただきたくため、時間制限を設けたことはご理解いただきたい。
- ・議員立法は現行でも行っているが、より多くの市民の方からの意見を聞くために、パブリックコメントを整理して作り上げたものが今回の議会基本条例である。本条例については今後も市民からの意見を聞きながら修正していく。

質疑

- ・重要案件について議員が市民と対等な立場で議論する公聴会を開けるのか。

答弁

- ・公聴会は、利害関係者や一般の意見を聴取するものだが、現行でも対応可能である。ただし、議員は市民の代表であることを踏まえておくことは必要である。

質疑

- ・今回の報告会は、重要案件の問題点の解決の場と考えていたが、そのようなテーマ（小田原地下街、芸術文化創造センターなど）は、聞くことはできないのか。

答弁

- ・今回は第1回目ということで議会基本条例をテーマにしたが、今後は、重要案件もテーマとして開催していく予定であり、議決の結果等（賛否）の報告も聞いていただくことを考えている。

質疑

- ・議員は、各自治会から選出されているようだが、自治会関係者の報告会への参加が少ない。PR 不足ではないか。

答弁

- ・議員は市全体の代表として選出されており、自治会から選出されるものではない。

質疑

- ・会派として市民との意見交換会や公聴会を開催しているのか。

答弁

- ・公聴会は、議会として利害関係者や一般の意見を聴取するものだが、市民との意見交換は会派だけでなく個人でも行っている場合がある。

質疑

- ・議会基本条例第14条にある細則、規則等について、いつごろ制定するのか。

答弁

- ・今後、報告会の実施を踏まえて、必要なものは順次制定していく予定である。

質疑

- ・議会基本条例第11条の専門的知見の活用について伺う。

答弁

・専門的知見の活用は、議案の審査等に関し、学識経験者等に調査をさせるものであり、議会がしっかりと判断をするために行うものである。具体的事案については、まだ出てきていないので活用していないが、今後、必要に応じて順次活用していく。

質疑

・市民への（各種）アンケート調査が、まちづくりに生きていくのか疑問である。結論が出ているものに対してアンケート調査を行っても無駄ではないか。

答弁

・議決のためにアンケート調査を行うわけではない。また、議会基本条例は未だ完成形ではないので、今後さまざまな部分を早急に詰めていく必要がある。

質疑

・反問権の行使が6月議会であったのか。またどのような場面であったのか。

答弁

・6月議会で2回、委員会で1回行使された。質問内容の再確認であった。

質疑

・広報広聴等においてSNS（ソーシャルネットワークサービス）の活用が必要ではないか。また不得手とする議員に対する支援は考えているのか。

答弁

・早い時期に検討していく必要があると考える。

質疑

・議会基本条例の制定は、議員にとってどのようなメリットがあるのか。

答弁

・制定の目的は、市民から広く意見を聞くこと、開かれた議会を目指すことである。
・本条例は、今までも議会が実施してきたことを、さらに踏み込んで明文化したものである。また、広報広聴機能をさらに充実させていくことが今後の課題となる。

質疑

・常任委員会において市民が直接意見を申し述べることはできない。議員は後援会の意見を聞いて常任委員会に出席しているので、市民の声というより後援会の声を聞いているのではないか。

答弁

・議員は、常任委員会には会派の意見を集約して参加しているので、決してそのようなことはない。
今後の課題としては、市民の意見を聞き、反映していくことのできる姿勢を持つことが必要であると考えている。